

第 8 期（令和 3 年度）

第 2 回千代田区介護保険運営協議会

— 議 事 録 —

日時：令和 3 年 11 月 19 日（金）18：30～

場所：高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」

1 階 ひだまりホール

千代田区 高齢介護課

■開催日時

令和3年11月19日（金） 18：30～

■場所

高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」 1階 ひだまりホール

■日程

1 区長挨拶

2 開会

（1）会長挨拶

（2）委員紹介

（3）職務代理（副会長）選任

3 議事事項

（1）介護保険料仮算定の廃止等について

4 報告事項

（1）（仮称）神田錦町三丁目施設整備事業進捗報告

（2）第1回介護保険運営協議会における質問回答について

■資料一覧

・次第

・座席表

・第8期千代田区介護保険運営協議会委員名簿

・千代田区介護保険運営協議会執行機関（事務局）名簿

資料 1 第1回介護保険運営協議会 意見・質問一覧

資料 2 介護保険料仮算定の廃止等について

資料 3 （仮称）神田錦町三丁目施設整備事業進捗報告

資料 4-1 第1回介護保険運営協議会における質問・回答一覧

資料 4-2 千代田区の高齢者と介護保険 データ集

■議事録

〈開会〉

○神河高齢介護課長 この会の事務局、千代田区保健福祉部高齢介護課長の神河と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

第1回の運営協議会は、緊急事態宣言下であったことから、書面開催とさせていただきます。皆様にお集まりいただいで開催は本日初めてとなりますので、開会に先立ちまして、区長の樋口から皆様に一言ご挨拶申し上げます。

○樋口区長 皆様、こんばんは。千代田区長の樋口でございます。

本日、介護保険運営協議会の開催の前に、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃から区政へのご理解、ご協力を賜りまして、また本日も大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年度からスタートいたしました第8期介護保険事業計画では、「『その人らしさ』が尊重され、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち 千代田」、そうしたことを前期から引き続き基本理念に掲げております。

掲げた4つの重点目標に沿いまして、各関係機関、区民の皆様のご理解・ご協力を得ながら各施策を展開し、地域包括ケアシステムの一層の充実を図ってまいります。

また、この長期化するコロナ禍におきましては、本日おられます、まず医師会、歯科医師会、薬剤師会の先生方、また災害拠点病院の方々もおられます。そうしたお力添えを頂きまして、千代田区は非常にスムーズに迅速にワクチン接種が進みました。また、これから第3回目接種が進む、政府の方針が8か月だ、6か月だと日々二転三転する中でありますけれども、千代田区としては区民の皆様を第一に、何とかそれに沿えるようなかたちで今、準備、計画を進めているところでございます。

なお、こうした中で当初は、特に区としては独自の取組としまして、区内の介護施設、本日、施設長の方おられますけれども、またサービス事業者の皆様に対しても、PCR検査を定期的実施してまいりました。そうしたところで区民の方々に必要なサービスを継続的に、また安心して受けていただけるように努めてきたところであります。

協議会の委員の皆様には、今期の事業計画の進捗や次期9期となりますこの計画の策定に向けて様々ご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうか本日も積極的なご議論、ご提言を頂きますようよろしくお願ひします。

今後も委員の皆様のご理解、ご協力、お力添えを頂くようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○神河高齢介護課長 区長は公務の都合により、こちらで退席させていただきます。

○樋口区長 どうも途中というか冒頭ですみません。よろしくお願ひいたします。

○神河高齢介護課長 それでは、事務局から引き続き3点ご連絡をさせていただきます。

まず、会場内では、コロナ感染症対策にご協力くださいますようお願いいたします。

2点目でございます。今期の介護保険運営協議会は、今年6月1日から始まっておりまして、令和6年5月31日までの3年間、皆様に委員を委嘱させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

3点目でございます。前回、書面開催となった第1回の運営協議会におきましては、委員の皆様に会長のご選任について書面でご意見を頂きました。その結果、今期の会長も引き続き飯島先生にお引き受けいただきましたので、改めてご報告いたします。

それでは、飯島会長、会の進行をお願いいたします。

○飯島会長

飯島です。それでは、令和3年度第2回介護保険運営協議会を開催いたします。

第2回ではありますけれども、顔を合わせるのが初めてですので、一言ご挨拶申し上げます。

私は、この千代田区介護保険運営協議会には、第1期のときから委員として参加させていただいております。もうあつという間の20年でございます。大変感慨深いものがあります。

私自身は、さらにその二十数年前ですね、1970年代の後半から高齢者医療に関わっておりまして、1970年代といいますと、まだ老人医療費無料化、無料などと言っていた時代ですので、本当に時代が変わったということを実感しております。その分だけ私自身も年をとりまして、もうじき介護保険サービスを利用しなくてはいけない立場になってまいりましたので、自分が利用した利用者の立場で介護保険制度をよりよいものにしていきたいと思っておりますので、どうぞ委員の皆様方のご協力をよろしく願いいたします。

それでは、座って失礼させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染予防の観点から、なるべく時間を短くということで、午後8時を終了の目途としたいと思いますので、円滑な議事進行にご協力いただきたいと思います。

それでは、まず事務局から会の成立等についてご報告をお願いいたします。

○神河高齢介護課長 事務局から3点申し上げます。

まず1点目、会の成立についてでございます。本日、高野学美委員からご欠席のご連絡を頂いております。千代田区介護保険規則第14条第2項の規定に基づきまして、会の成立には2分の1以上の委員の出席が必要でございますが、本日、委員25名のうち24名のご出席を頂いておりますので、会が成立していることをご報告いたします。

2点目でございます。こちらの介護保険運営協議会は、公開で開催させていただいているものでございます。会議の内容は録音をさせていただくほか、傍聴希望者がある場合には傍聴許可をすることといたしますので、

ご了承ください。

会の終了後には、会議の議事録をホームページに掲載いたします。議事録がまとまりましたら、ホームページ掲載前に委員の皆様へ送付をし、内容を確認いただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3点目でございます。本日の配付資料の確認です。お手元の資料をご確認ください。

まず、本日の会議の次第でございます。次に座席表でございます。次に委員の名簿でございます。次に執行機関、事務局の名簿でございます。

続きまして、資料1としまして、「令和3年度第1回千代田区介護保険運営協議会意見・質問一覧」でございます。続きまして、資料2としまして、「介護保険料仮算定の廃止等について」でございます。続きまして資料3「(仮称)神田錦町三丁目施設整備事業進捗報告」でございます。次に、資料4-1「第1回介護保険運営協議会における質問・回答一覧」でございます。資料4-2、前回の協議会の資料ともいたしました。千代田区の高齢者と介護保険のデータ集」でございます。

本日の資料は以上でございますが、資料に不足等がございましたら、お近くの職員にお申しつけください。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

事務局からは以上でございます。

○飯島会長

それでは、引き続き、次第に従って進めさせていただきます。

2番の委員紹介ということで、今期新しい委員の方もいらっしゃいますので、委員の皆様方に、簡単に結構ですので、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、私の隣の大淵委員から反時計回りに順番に自己紹介をお願いします。委員の皆様方には、お手元の委員名簿、席次表と併せてご確認いただければと思います。委員の後、事務局の皆様方にも簡単に紹介をお願いいたします。

それでは、大淵委員からお願いいたします。

○大淵委員

東京都健康長寿医療センター、福祉と生活ケア研究チームの研究部長の大淵でございます。介護予防を中心に研究をしています。どうぞよろしくお願いいたします。

○荒木委員

早稲田大学スポーツ科学学術院健康コースで介護予防を中心に研究をしております荒木邦子と申します。千代田区では実際に区民の方とも一緒に地域を活性化するようなことにも携わらせていただいておりますので、これからも千代田区の皆さんに少しでもお役に立つことができればと思います。よろしくお願いいたします。

○高野(龍)委員

東洋大学の高野と申します。私、今回新任の委員ということで加わらせていただきました。大学では介護福祉士をはじめとする福祉専門職養成の教育と、それから私はもともと介護支援専門員、それから社会福祉士でしたもので、特にケアマネジメントの方法、介護保険制度システムという

ところに関心を持って仕事をしております。よろしくお願いいたします。

○加賀委員 神田医師会の加賀と申します。担当は介護保険の理事をしております。そのほか在宅医療研究会としまして、多くの方たちの高齢者の方の往診をして、いろいろと、この間も会議がありましたけれども、どうしたら高齢者の方たちが住みやすい千代田区、安心して暮らせるような千代田区にしたいという願いがありますので、それらに一生懸命努力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小林委員 丸の内の歯科医師会から参りました小林歯科の小林光道と申します。日比谷で開業しております。よろしくお願いいたします。

○西田委員 麴町歯科医師会の西田と申します。私は新任でございますが、よろしくお願いいたします。

○依田委員 千代田区歯科医師会から来ました依田です。私も新任ですけれども、よろしくお願いいたします。

○松村委員 千代田区薬剤師会の松村でございます。よろしくお願いいたします。

○廣木委員 千代田区社会福祉協議会地域支援課長の廣木でございます。よろしくお願いいたします。

○今井委員 いきいきプラザ一番町の施設長の今井と申します。よろしくお願いいたします。

○金井委員 特別養護老人ホームかんだ連雀の施設長、金井でございます。よろしくお願いいたします。

○染谷委員 社会福祉法人奉優会、淡路町のショートステイとかデイサービスで大変お世話になっております。よろしくお願いいたします。

○楠委員 社会福祉法人新生寿会の楠といいます。ジロール神田佐久間町とジロール麴町、施設長をさせていただいております。今回新任ということで、何とぞよろしくお願いいたします。

○大森委員 社会福祉法人平成会の理事長をしております大森と申します。今回新任でございます。平成会はザ番町で特別養護老人ホーム、高齢者認知対応型グループホームを4月1日から開設いたしました。千代田区のために何かなければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○飛田委員 いきいきプラザ一番町でケアマネジャーをしております飛田でございます。よろしくお願いいたします。

○本木委員 サン・居宅支援・介護サービスの本木と申します。よろしくお願いいたします。

○中村委員 連合町会長協議会の中村と申します。よろしくお願いいたします。

○服部委員 民生・児童委員をしております服部と申します。今回、新任です。よろしくお願いいたします。

○小笠原委員 千代田区障害者共助会の小笠原でございます。前期に続き今回も参加させていただきます。地域で安心した生活が送れるように適切な支援が適切な場所に届いていかれるように検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- 堀切委員 千代田区シルバー人材センターの堀切と申します。そのほかにボランティアでスクランブル生活学校という高齢者を支える会というのをこの25年間やってまいっています。そのために今ちょっといろいろとお勉強させていただいております。よろしくお願いいたします。
- 下川委員 連合長寿会の下川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 大島委員 公募区民の大島です。今回新任で入らせていただきます。介護保険制度ができてから大変重要な制度だと思って注目してまいりましたけれども、昨今は、別の自治体ですけど、両親が介護保険のお世話になっているということもあり、今、私は千代田区在住なので、千代田区の介護保険について自分事として勉強させていただいて、参加させていただきたいと思って応募いたしました。よろしくお願いいたします。
- 増山委員 私も公募でございます。このようなプロの方の集団だとはちっとも存じませんで、素人目線で両親を介護した経験、それから自分も介護保険が始まる前に実は介護保険を教える学校に行って勉強したことがございまして、それから二十数年、実際に役に立った記憶はないのですけれども、そろそろ自分事として捉えなくてはいけないと思ひまして応募させていただきました。よろしくお願いいたします。
- 飯島会長 委員の皆様方、どうもありがとうございました。
それでは、続きまして、3番の「職務代理（副会長）の選任」ということでございます。
規則によりますと、会長が職務代理者を指名するということになっておりますので、前期にもお願いいたしました大淵委員に引き続き職務代理（副会長）をお願いしたいと思います。大淵委員、よろしいでしょうか。
- 大淵委員 はい、よろしくお願いいたします。
- 飯島会長 では、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、続きまして、3番の協議事項、今後の進め方ですけども、まず事務局から資料の説明を頂いた後、質疑に入ります。ご発言の際には、お手数ですが、挙手を頂きまして、私の指名を受けてからご発言をお願いいたします。
それでは、（1）介護保険料仮算定の廃止等について、事務局からのご説明をお願いいたします。
- 神河高齢介護課長 それでは、介護保険料仮算定の廃止等について、資料2に基づきましてご説明をいたします。
まず、「1 特別徴収の介護保険料仮算定の廃止（令和4年度～）」についてでございます。
本区におきましては、年間の介護保険料額を住民税の決定後に確定させる本算定というものを7月に実施しているところでございます。本算定までの保険料については、仮算定としまして前年度の住民税情報等を用いて暫定で保険料を計算し、その仮の保険料額を皆様に通知し、お支払いいただくようにしているところでございます。

こちらの資料に特別徴収とございますが、この特別徴収とは年金受給額が年額18万円以上の方を対象としております。年金から保険料を天引きするという保険料の徴収方法のことでございまして、区内に約9,500人、全体の83%の方がこの特別徴収により偶数月に二月分まとめて保険料をお支払いいただいているという状況でございます。

こちら、資料中央の表にてご説明いたしますので、現行のところを横に御覧いただければと思います。その特別徴収に関する運用についてでございます。

仮算定としまして、4月分はその前の年度の2月分と同額の金額とし、6月分と8月分は前年度の住民税等を参考に計算した金額を4月に被保険者の方々に通知をし、年金から天引きさせていただいているところでございます。

7月に本算定を行いますので、8月分については2回保険料額が変更になるということがございます。このように保険料額が短い期間で変更になることに加えまして、この仮算定の計算根拠が分かりづらいということもございますことから、例年多くの方から保険料額についてのお問合せを頂いているところでございます。そのため、保険料額をより分かりやすくシンプルにするために、令和4年度からはこの特別徴収におきまして仮算定というものを廃止いたしまして、7月の本算定までの間は2月分と同額の保険料を賦課・徴収することとさせていただきたいということでございます。

次に、「2 普通徴収の介護保険料仮算定の廃止（令和5年度～）」でございます。

資料に今度は普通徴収とありますが、こちらは年金受給額が年額18万円未満の方等を対象にしたものでございまして、毎月分の保険料を納付書か口座振替でお支払いいただいている保険料の徴収方法でございます。約2,000人の方、全体の17%の方が普通徴収の対象となっているところでございます。

令和5年度から普通徴収につきましても仮算定をやめることとしまして、本算定を行うまでの4月から6月分までの仮の保険料の徴収を廃止します。下部の表で説明をいたします。

普通徴収の場合、現行7月に保険料の本算定を行うまでは、先ほど1にてご説明いたしました6月徴収と同様に仮算定を行い、4月にその額を被保険者の方々に通知をし、仮の保険料をお支払いということでございます。

変更後を御覧ください。この普通徴収におきましても、仮算定をやめることとしますが、この場合に本算定後の7月から3月までの9カ月間で1年分をお支払いいただくということにしたいということでございます。特別徴収のように前年度の額を4月から6月まで徴収しないようにするのは、やはり分かりやすさに配慮したということでございます。

といたしますのは、後期高齢者医療保険料も、普通徴収におきましては既

に保険料の仮算定を行うまでは仮の保険料の徴収を行っておりません。被保険者がほぼ同一の方になりますので、後期高齢者医療保険に合わせる事ができれば、税額が確定して決定された保険料をお支払いいただくだけとなりますので分かりやすい、そういうことでございます。

特別徴収についても、本算定まで保険料を徴収しないようにするのがより分かりやすいのですが、介護保険法の定めが特別徴収における4月、6月分の徴収をなくすことができないので、特別徴収につきましては、先ほど上の1でご説明したとおりの内容で進めてまいりたいということでございます。

なお、2の普通徴収の運用変更を令和4年度に一度に実施しないのは、介護保険条例の改正が必要となるからでございますので、まず令和4年度からは特別徴収分のみ、それから令和5年度からが条例改正の手続を経て普通徴収分の2段階に分けて行ってまいりたいと考えているところでございます。

このような運用変更を行うことについてご了承いただきたいと思っております。

最後に、本件のような仮算定の運用の見直しは他の自治体でも進められておりまして、都内を見ても、既におよそ3分の2ほどの区市町村が同様の方法に改めておりますことを申し添えます。

こちらの説明については以上でございます。

○飯島会長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○大島委員 メリットは分かりやすくなるということで分かったのですが、逆に何か今までと違って困ることとかはないのですか。例えば、この推測するに、4、5、6に保険料がないという状態になるのですよね。

○神河高齢介護課長 はい。

○大島委員 そのことは別に問題ないということなのですか。よくなることは分かったのですが、何で今までそうしていなかったのかという観点で言うと、何かその障害、ディスアドバンテージになるようなことというのは特にないのですか。

○神河高齢介護課長 2の普通徴収の例で考えますと、4月、5月、6月の保険料を徴収しないということになります。ただ、年間の保険料額というのは変わりませんので、これまで12月にある程度ならして徴収していた保険料が今度は12分の9で埋まるような形になりますので、少し割高に感じることもあるかと思っております。そういったところはデメリットの1つかなと考えています。

○飯島会長 収入がその間ないことは問題にならないのですね。

○歌川保健福祉部長 すみません、ちょっと付け加えますと、今、会長おっしゃったように、4、5、6での収入が入ってこない、保険財政の運営という意味で歳入がなくなるというデメリットがあるのはご指摘のとおりですが、先ほど課長が説明したとおり、8割方の方が特別徴収をしているということで、

全く収入がなくなるわけではないというのが1つと、介護保険の制度がもう始まって20年以上たちまして、繰越金という大変ですけども、最初ゼロでスタートしたけれども、必ず少しずつ繰り越されている分はありますので、4月、5月、6月、そこで全く次の給付ができなくなるような財政の状況ではないということが確認できているということです。

そういうことがあるので、先ほどの分かりやすさというか、何度も変わる煩わしさというのを考えてこのような方向にしたいということでございますので、デメリットは確かにご指摘のとおりございますけれども、それを上回るメリットがあるという判断をさせていただいたというところでございます。

- 飯島会長 大島委員、よろしいでしょうか。
ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。大淵委員、お願いします。
- 大淵委員 確認させていただきたいのですけれども、特別徴収部分で前年度の住民税の状況ということで、退職等により住民税が下がってしまうという方が高齢者では多いと思うのですけれども、そうしたときに、2月と同額という形ですと、少し余計に払うことになるのですかね。確認です。
- 神河高齢介護課長 保険料を取り過ぎている場合には、還付とか後々の保険料のほうで調整させていただくような形で対応しておりますので、たくさん払い過ぎるとか、そういった場合は調整させていただくような形で運用しているところでございます。
- 大淵委員 承知しました。それでは2月に同額で一旦払ってお返しするタイプになるということですよ。
- 神河高齢介護課長 そうですね。お返しするか、またはその後の保険料のほうで少し安くして調整をさせていただくと、そういったかたちの賦課になります。
- 大淵委員 8、10、12の算定のときにそれを計算に入れるということですか。
- 神河高齢介護課長 そうですね。本算定のときにそれまでのお支払い額を踏まえて、またその後の分の保険料が決定しますので。
- 大淵委員 でしたら、2番の普通徴収のところの計算と同じようなことになるということ。
- 神河高齢介護課長 そうですね。
- 大淵委員 分かりました。ありがとうございます。
- 大森委員 確認ですけども、12分の9で割っていますので、途中でもしお亡くなりになったとか、そういうときは12で割ったもので調整してお戻りするとかそういうことになるということですのでよろしいでしょうか。
- 神河高齢介護課長 4月から6月の間でお亡くなりになった場合ということでよろしいでしょうか。そういうことになります。
- 飯島会長 ありがとうございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。
特にほかのご質問ないようですので、この協議事項については事務局のご提案のとおり進めさせていただくことにいたしますが、よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

それでは、次の事項に進めてまいります。

次は、報告事項（１）（仮称）神田錦町三丁目施設整備事業進捗報告について、よろしくお願いたします。

○神河高齢介護課長 それでは、資料３に基づきまして、（仮称）神田錦町三丁目施設整備事業進捗状況報告につきまして、ご報告させていただきます。

まず１、「現在の状況」でございまして、こちらでまず全体の概略のご説明をさせていただきます。

（仮称）神田錦町三丁目福祉施設整備基本計画というものを令和元年度に策定いたしまして、昨年度福祉施設は民設民営とすることが望ましいという視点から、施設整備の手法の検討を区では行ってきたところでございます。

その結果としまして、昨年度末、DBO方式という開発手法を取ることと決定いたしまして、現在、令和８年度の開設を目指して準備を進めているところでございます。

DBO方式とは、官民連携の開発手法の１つでございまして、民間の高い技術力、ノウハウを見込んで施設の設計、建設、維持管理・運営、こういったものを一括して民間事業者任せ、施設所有、資金調達は公共が行うというものでございます。

似たような開発手法としましては、PFIという手法がございまして、PFIは民間資金を活用したものとなりますので、その点が今ご説明したDBOとは異なることとなります。公共側が資金調達を行うということでございます。

このDBO方式での施設整備に当たりまして、障害者支援施設及び高齢者施設を運営する事業者の意見を施設の設計どおりに反映できるように、この設計等を行うDBO事業者の公募前に高齢者施設運営事業者を先行して決定するため、１０月８日から公募を開始したところでございます。

以下、もう少し詳しくご説明をさせていただきます。

２の「施設概要」でございまして、（仮称）神田錦町三丁目施設でございますけれども、千代田区の旧千代田保健所跡と、こちらの整備を予定している計画でございます。

施設名や所在地はこちらの記載のとおりでございますが、１階が施設入口のロビー、駐車場、２階は地域の方々がご利用いただけるような交流スペースとしての共用施設、それから３階から５階までの３層が障害者支援施設、６階から８階までの３層が高齢者施設、９階は防災備蓄機能など、こういった構成の複合施設を予定しているところでございます。

３の「施設の運営形態」でございまして、本計画におきましては、質の高いサービスを効率的に提供できるように福祉施設運営のプロである社会福祉法人による民設民営方式を基本に開発手法の検討をいたしました。

ですが、施設が高齢者施設、障害者支援施設、共用施設等からなる複合

施設であり、整備から運営までを一括で社会福祉法人が実施することは、資金面、あと経験則的にも困難であると思われたことから、区が資金を拠出することを前提としたDBO方式による施設整備を行いまして、その施設の一部をあらかじめ選定した高齢者施設、障害者施設の各運営事業者に貸し付けることを行いまして、民設民営を実践していくというようなかたちのものがございます。これを今年の3月に決定したということでございます。

次のページの図を御覧ください。少し分かりづらくございますので、こちらの図を提示させていただきました。DBO事業者が施設の設計をし、建築を行います。施設は区の施設となります。高齢者施設の施設運営事業者は、区から賃借する高齢者施設部分の日常的な維持管理と運営を行います。施設整備や建物・設備等の維持管理は、DBO事業者が行ってまいります。

なお、地域の方々も利用できるような共用施設等の運営は、それもDBO事業者が行うことを予定しているというところでございます。

おおむねこのような図の関係となっております。

次に、現在行っている「高齢者施設運営事業者の公募の概要」でございします。高齢者施設の運営事業者を先行して選定するのは、実際の運営を行う事業者の意見を反映して、施設を使う側が使いやすい施設とし、その結果として施設の利用者の方々に質の高いサービスを受けていただくということを意図したものでございます。

時期を同じくして障害者支援施設の募集を行っておりますが、それぞれ別の募集として行っております。これもそれぞれの施設の運営をよりよくやっていただける事業者を評価できるようにと考えたものでございます。

高齢者施設におきましては、認知症高齢者グループホーム、1ユニット9名を2ユニット、計18名のサービスと、小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護のいずれか、定員25名のサービスを提供することを予定しております。

選定した高齢者施設の運営事業者と区とで10年を期間とする定期賃貸借契約を締結し、区民のために高齢者サービスを提供する施設を運営していただくということでございます。

なお、10年の期間を定めておりますが、事業者の申出により再契約の協議ができるということもしております。

その選定スケジュールでございします。先ほど申し上げたとおり、10月8日から公募は既に始めておりまして、11月12日に公募の締切を行っております。選定中につき申込状況等をご報告することまではできませんが、今後、来年1月上旬に審査を行い、1月中旬頃に結果を公表していく予定で今進めているところでございます。

最後に、全体スケジュールでございします。令和3年度中にこちらの選定した事業者と基本協定を締結し、施設整備に向けた基本的な役割分担等を

確認いたします。そして、令和4年度以降、今度はDBO事業者の選定を行い、当該DBO事業者が施設の設計等を行い、令和5年度から施設の建築工事を、そして令和8年度に施設を開設するというスケジュールで進めてまいります。

本件の進捗状況に関する報告は以上でございます。

○飯島会長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明に対してご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○小笠原委員 地域の方への説明会なのですけれども、今後の予定などお教えていただけますか。

○神河高齢介護課長 説明会におきましては、進捗が進みましたところでその都度お話をさせて頂きたいと考えておりました、今のところの予定としましては、事業者選定が終わりまして、そのぐらいのタイミングでと考えておりますので、2月、3月頃と今考えているところでございます。

○小笠原委員 地域の皆様の反対がないように丁寧に説明を進めていただければと思います。

○神河高齢介護課長 ご意見ありがとうございます。丁寧に進めてまいります。

○飯島会長 よろしくお願ひします。ほかにご意見、ご質問ございませんか。大島委員、お願ひします。

○大島委員 すみません、ちょっと聞き漏らしたのかもしれないですけれども、この裏側の2枚目というか、裏側のページの上の図のところを見ますと、この水色と黄色のところの施設運営者の人とそれからそのDBO事業者の関係はどのような関係になるのですかというのが1つと、それから、これは運営のレベルみたいなものをRFPみたいな形で区が出すのですか。どういう選定条件を提示して募集されるのでしょうか。

これすごくやり方が難しいと思うのですね。デザインは相手がするわけでしょう。こういう考え方でデザインをなさいたいなことは区が指示をするのだと思うのですけれども、その言葉としてはそうなりますけど、実際にどういう提示をするのかとか、何を基準に選定をするのかというところはすごく難しいと思うのですね。その結果、最終的にサービスレベルに直結する話になると思うので、その辺り実際にどのようにやられるのかというのが知りたいです。

○神河高齢介護課長 おっしゃるとおりだと思います。その施設整備に関する性能水準というか、性能をどのような形にするのかということにつきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、実際に施設を使われる方のご意見を踏まえていきたいということで、DBO事業者選定の前に高齢者施設と障害者支援施設のそれぞれの運営事業者を選定します。そこで、これらの事業者からこの施設の高齢者施設部分、障害者支援施設部分の運営をどうするかということについて、その仕様を協議させていただき、それを性能水準として整理していくような形になるかと思います。

○飯島会長 大島委員、よろしいでしょうか。もう既に運営事業者の公募は済んでい

るわけですね。

○神河高齢介護課長 今、公募中です。

○飯島会長 公募中。

○神河高齢介護課長 はい。

○飯島会長 選定はこれから、審査はこれからなのですけれども。

○大島委員 そうしますと、施設の内容に依存するような運営方法ということについては、その運営者が求めるような条件が整うという前提で、どういうレベルのことをやりますという話をされるわけですね。

○神河高齢介護課長 そうですね。

○大島委員 施設が、運営事業者候補の要望する通りにできるかどうかは厳密には判らないなかで、運営事業者候補と区の間で、こういうレベルのことをやって下さいというような話をされる訳ですね。

○歌川保健福祉部長 すみません、なかなか分かりにくいので申し訳ないのですが、千代田区の今までの流れからこのやり方を選んだのですが、例えばここにグループホーム、2ユニットと書いてあるのですが、ご案内と申しますけれども、グループホームといってもいろいろなグループホームがあるのです。広さもそうですし、それから1つ1つのお部屋の最低限の基準だけは介護保険で決まっていますけれども、それを少し広くしたほうが生活をしていく方にはいいよとか、それはそれぞれの事業者さんのノウハウというか思想なのでしょう、事業者さんの理念によって違って来たりします。配置の仕方も、お手洗いをどこに置くのか、お手洗いをお部屋の中に入れるのかというのもあるでしょうし、天井高は高いほうがいいというところもあれば、いや普通の家のようにもっと小さいお部屋がいいと考えるところもあると。

そういうようなことをそれぞれの事業者さんに最低限、グループホーム2つと小規模多機能、看護小規模多機能を作ってくださいねと言って条件だけをお示しして、一定程度の金額もあれですけれども、介護保険の場合は大体収入も分かりますので、その辺の収支も見越した上でご提案を頂いて、今までのほかにも施設がございまして、千代田区にとって足りないもの、千代田区にとってこれからもっとよくするために必要な提案をしてくださった事業者をまず選ぶと、その事業者さんが提案したことを実現するために、今申しましたとおり、お部屋の配置であるとか、設備であるとか、広さであるとか、もちろん全体の枠は決まっていますので、とてつもなく広くするということはできませんけれども、この指定した3フロアぐらいの中でどう配置するかは、この提案をされた事業者さんが最も、ハードがあって初めてサービスですので、サービスのしやすいハードというものをまずこの選ばれた事業者さんにお伺いして、そのハードをDBOの事業者、これから建てる設計をする方にきちんと伝えていくと、そういうやり方がいいだろうというのが今回の考え方でございます。

どこまで条件がうまくすり合わせられるのかという難しさはあると思

ますけれども、できるだけ今申し上げたようなことができるように、まずは高齢者施設、障害者施設の運営をしていただく方にどんなサービスを区として求めているかというのを公募の要求水準の中でお示ししておりますので、それに沿ったご提案をしていただけたらとして今、審査をしていこうという準備をしているところでございます。

○飯島会長 よろしいでしょうか。

○大島委員 はい。それと、区から出されているその運営者を選定するために出されているRFPみたいなものは。

○歌川保健福祉部長 募集しますと言っていたときにホームページに掲載していますし、応募したいという方にはお渡ししています。この公募の要求水準についても事務的に決めるというよりは、この選定をするに当たっての専門的な見地からの学識の方にも入っていただいて、要求水準というのを決めた上で10月8日からの公募を始めているということでございます。

○大島委員 例えば認知症高齢者グループホーム、2ユニット、1ユニット9名、計18名とか、こういう内容があって、大体このぐらいのスペースでみたいなものはあって、その中でその運営者に手を挙げられたところが、それぞれのノウハウでどういう造りがよいかということをもって提案をされて、それに従ってDBOの事業者さんに対する要求仕様が固まってくるということですか。

○歌川保健福祉部長 はい、そのとおりでございます。かつて千代田区に施設があまりなかったときは、頭で考えるというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、まず建物を建てて、この建物を運営してくれますかというやり方もあったのですけれども、それだとやはりその運営をしてくださる事業者さんにとって非常にサービスの提供がしにくいという、そういうデメリットも出てきたことがあって、流れとしては民設民営、つまりその事業者さんが自分の考えで自分の建物を作って自分でサービスすればいいということなのですが、こういうご時世というか、この業界はそれほどお金がたくさんある事業者さんばかりではない、けれどもいいサービスをする方もいらっしゃるということがあるので、区がお金は持ちましょう。ただ、その事業者さんをまず選んで、その方の意向を酌んで建物が建っていけば、いいサービスができるだろうという考え方で今進めております。

○大島委員 DBO事業者の方が区と契約し、施設の運営者さんも区と契約し、この図で言えば、3つの契約が並行して成立することになりますか。

○歌川保健福祉部長 DBO事業者さんと区の契約というのは、やはり建物を建てて、その後10年間、きちんと運営してくださいねということになります。高齢者施設の運営者と障害者施設の運営者に対しては、賃貸住宅、賃貸物件のようにして、ここのスペースをお貸ししますよという、そのスペースに合った形になりますので、そこも契約になっています。

○大島委員 それは区との契約ですね。

○歌川保健福祉部長 そうです。区の。

○大島委員 ですから、D B O事業者さんと運営者さんとの間は特に契約関係はない
ですよ。

○歌川保健福祉部長 ないです。

○大島委員 分かりました。

○飯島会長 よろしいでしょうか。ほかにご質問ございませんでしょうか。

それでは、ただいま進捗状況をご報告いただきましたので、このスケジュールに沿って進ませていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い
いたします。

それでは、続きまして、報告事項の2、第1回介護保険運営協議会にお
ける質問、区の回答についてということで、第1回は文書で会を開かせて
いただきまして、委員の皆様方から様々なご質問を頂きましたので、それ
に対する回答を事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○神河高齢介護課長 それでは、事務局のほうから、前回書面開催により委員の皆様
に配付した資料等に関しまして、委員の皆様からご質問を頂いておりましたの
で、私のほうから回答させていただきます。

お時間の関係で幾つか抜粋させていただくこととなりますので、あらか
じめご了承ください。

それでは、資料の4-1を御覧ください。

1ページ、NO. 1、平成30年から認定率が上昇に転じた理由につい
てということでのご質問でございます。

75歳以上の高齢者が増加していること、それからコロナ禍における外
出自粛の影響等により、身体や認知機能の低下が出現したことが考えられ
ます。

このほか、資料4-2のデータ集に関するご質問、多数頂いております
が、こちらの資料の中でご回答させていただいておりますので、後ほど御
覧いただければと思います。

続きまして、同じページ、NO. 2のご質問でございます。感染症・パ
ンデミックを念頭に置いた今後の制度運用、サービス内容に改定はあるの
かのご質問でございました。

こちらのご質問に対する回答となっているか自信がございませんが、ご
回答いたします。コロナ前の令和元年度とコロナ後の昨年度の介護サー
ビスの利用実績を比べてみますと、通所系のサービス件数が大幅に減少して
いることが確認できております。これはやはり外出自粛生活によるものか
と考えております。コロナ禍におきましても安心してサービスを受けてい
ただけるように介護サービスや区が実施する事業におきまして、コロナ感
染対策を徹底することが重要と考えているところでございます。

千代田区におきましては、いち早く特養やグループホームの入居者の方、
その職員の方に、そして区独自に都内の訪問系サービス事業者の職員の方
等に対しましてもPCR検査を実施してまいりました。今後も感染拡大の
可能性がありますので、国や都の方針を注視しながら、専門家のご意見も

伺いながら、利用者に安心してサービスを受けてもらえるような体制を構築してまいりたいということでございます。

次のページ、NO. 3を御覧くださいませ。こちらのご質問は、高齢者単独世帯、高齢者のみ世帯が増えていることからの緊急対応の受入先に関するご質問でございます。

緊急対応時の恒常的な受入先というのが現在は確保できておりません。これはその日その日の病院や施設の空き状況などにもよるからでございます。病院や施設の部屋を恒常的に確保しておくことが難しいと、そういったご事情がございます。

職員がその都度多数の都内の病院、時には都境を越えてしまうこともございますし、夜遅くまで電話をしながら入所先を確保しているような状況でございます。何とか対応しておりますけれども、今後も引き続き対応を検討してまいりたいということでございます。

それから、NO. 4でございます。ACPを早めに行い、最後のみとりについて家族と相談していくことがこれから大きな問題になるかというご質問でございます。

ACPとは、ご自身がどのように生きていきたいかということを経験した方から親しい人や医療介護の担当者と話し合いながら、ご本人の意向を積み上げていくプロセスになりますが、ご指摘のとおり、大変重要なことだと考えております。区では、ACPに関する普及啓発、助言などを関係機関と連携しながら進めてまいります。

少し進めてまいります。4ページの18でございます。特養の数字が同じとなっているのは常に定員いっぱいだからなのかというご質問でございました。

これはお見込みのとおりでございます。ほぼ定員いっぱいでございます。数字は御覧の状態でございますが、今年4月に先ほど大森委員のほうからご紹介がございましたが、二番町に特別養護老人ホーム、番町ハウスを含むザ番町という高齢者施設が開設されましたので、特養の待機者の状況も大幅に改善されていくということでございます。

かいつまんで申し訳ございませんが、ご質問への回答は以上とさせていただきます。ご質問のほか、委員の皆様からは貴重なご意見、多数頂いているところでございます。

こちらは資料1にまとめさせていただいておりますので、お時間の関係でご紹介まではいたしませんでしたが、後ほど御覧いただければと思います。

資料の説明は以上でございます。

○飯島会長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明に対して、ご質問は何かございませんでしょうか。

○小笠原委員 よろしいですか。すみません。18に関連したことなのですが、今、ザ番町ですか、そちらができて随分待機者の方減ったと思うのですけ

ど、現在の待機者の人数を教えてください。

- 神河高齢介護課長 待機者なのですけれども、こちらの施設ができて、現在の待機者は実質約35人ぐらい、30人から40人程度ということでございます。少し前、私が調べたときに35人ぐらいだったのですけれども。（後に人数を訂正）
- 飯島会長 申込みから入所できるまで。
- 歌川保健福祉部長 入所待ちの方ですね。
- 小笠原委員 入所待ちの。
- 飯島会長 期間というのは平均するとどれぐらいになりますか。
- 神河高齢介護課長 期間ですか。ちょっと今そこまでの情報は持っていません。
- 小笠原委員 今、いきいきプラザとか千代田区の特養は全部定員をもう超えているというか、定員はもういっぱいなのですか。
- 神河高齢介護課長 各施設とも入所待ちの方はいらっしゃいます。
- 小笠原委員 千代田区全体で30ですか。
- 神河高齢介護課長 番町ハウスのほうはまだ満員にはなっておりませんが、ほかの施設については入所待ちの方がいらっしゃる状況でございます。
- 小笠原委員 では、千代田区全体で三十何名という。
- 高齢介護課担当職員 今、区民の方で特別養護老人ホームをお申し込みいただいている方、要介護1以上の方を含めて、男性が約20名ほど、女性が約50名ほどとなっております。そのほか区外の方も一部お申し込みいただいておりますが、今申し上げた数字が区民の中で特別養護老人ホームをお申し込みいただいている方となります。
- 小笠原委員 待機者がほぼなくなるのではないかとお話、以前ありましたけれども、まだまだ待機、待っている方がたくさんいらっしゃるのですね。その条件がいろいろで、その方に合った条件のところは空いているというわけではないわけですね。ありがとうございます。
- 歌川保健福祉部長 すみません、今おっしゃったように、条件がという意味でいうと、千代田の場合だけではないと思うのですけれども、最近の傾向としてやはり年齢が上がってくると医療のニーズというのですかね、医療介護が必要で特養に申し込んでいる方がたくさんいらっしゃいます。特別養護老人ホームは医療施設ではないので、やはり医療行為ができない、原則できない。でも看護師さんを余分に配置、区のほうで補助をさせていただいて、余分に配置したりして一定の医療行為については、お医者さんの管理士の指導の下やっただけということが入っていただく。でも、入所されている方も途中で具合が悪くなって、一度入院して戻ってくると継続的に医療行為が必要になって、それで今度は施設の負担もまた大変になるということもあるのですけれども、その辺を区のほうとしてはできる限り人的な配置ができるような経済的な、財政的な支援はさせていただいています。それでもやはり病院ではないので、なかなか受け入れることはできない。特別養護老人ホームは福祉施設ということで介護の職員が主体ですので、そ

うなってくると、たとえ空きがというか空床ができて、一番順位が高かった方が出ても、その方が医療行為が必要な方だとお入りいただけないという話があります。

それと、今回このコロナ禍の1年数か月、2年近くは面会がいろいろ制約されたりということもありまして、今は「入れますよ」と言われても、やはり面会の制限のことも考えると、もう少し在宅で頑張りたいという方もいらっしゃるし、また既に有料老人ホームに入っている方が申し込まれている例もあるのですけれども、このタイミングで移りたくないという、そういうお話もあって、単純にその数字、申込みの人数だけで足りているか足りていないかということにはならないというのが実態でございます。

○飯島会長 ありがとうございます。高野委員、お願いいたします。

○高野（龍）委員 東洋大学の高野です。今の特別養護老人ホームの待機のことなのですが、まず率直に私の感想ですが、合計70名ぐらいですね、確かご説明だと。千代田区で70名の待機者というのは、いいとか悪いとかではなくて、すごく少ないなと思いました。もしかしたら、特別養護老人ホームの経営者の方も今日いらっしゃいますけれども、その経営者の観点から見ると、逆に待機者が少な過ぎて経営的に不安だなと思っていらっしゃるかと思います。

どうということかと言ったら、実は、私が調査をやったわけでも何でもないのでけれども、特別養護老人ホームの入居申込みをして待っている人にどれくらい緊急性があるか。では1週間後に「特別養護老人ホームに入りますか」と言って「入ります」という人は、俗に言う即応してくださる人、大体全国的にいろいろな調査を見ても3割から4割ぐらいと言われているのです。だから、70名ということであれば、単純計算すると、そのうちの3分の1ぐらいだから、20名か30名ぐらいが全国的な統計から見ると今すぐ入りたい人ということで、では、ほかの人はどういう状態なのかというと、歌川部長がおっしゃったように、実はもうほかの老人ホームに入っていて「そこでいいわ」と言っているとか、医療的な問題があってすぐには入れないとか、「いや、今在宅で頑張れているから、今は入らなくていいけれども、取りあえず申し込んだだけです」ということで、空きベッドがしばらくたたないと埋まらないというのが今、特別養護老人ホームですごく経営的に圧迫されているということが、千代田区はどうか知りませんが、あるのですよね。

だから、何が言いたいかと言ったら、歌川部長がおっしゃったことと同じで、待機者数だけで特別養護老人ホームが足りている足りてないとか、整備がこれぐらい今後必要なのではないかと単純に考えるのは少し早計というか、短絡的過ぎるかなということ、できれば何年かに1回ぐらい、その待機者、申込み待機している人が本当にどれぐらい待機の緊急性があるのかどうか、その辺調査も並行しながら運営をされることが重要なのか

なと思います。

○飯島会長

ありがとうございました。大森委員、お願いいたします。

○大森委員

ちょっと質問の3番の件なのですが、緊急ショートステイというところの質問だと思うのですが、私は、東京都老人保健施設協会の理事をしております、老健での緊急ショートステイという事業を行いました。これは、東京都の補助金を活用して、緊急ショートステイ用のホームページを立ち上げ、老健における緊急ショートステイ用の空きベッドを常に検索できるといった試みです。

今回の場合の千代田区に対する高齢者のこの緊急ショートステイは、もっと小さい規模で私はできると思います。地域包括のところにも問合せするのか、どこか決めておけば、施設少ないですから、空いているところを常に、大体ショートステイは空いているので、そこにいざというときには入れる、預かれるという試みはできるのではないかなと私は思います。

そこに医療が必要なときは、当然病院になると思うのですが、医療でないことに関しては、私は受け入れられると思いますので、仕組みさえ作ってしまえば難しくないと私は思います。

○飯島会長

どうもありがとうございました。具体的なご提案を頂きましたが、いかがでしょうか。

○歌川保健福祉部長

今、頂いたのは現実的にやっている部分もあるのですね。かなり今、言っていた件、千代田区はある意味地域包括とここにある相談センター、在宅支援課が相当連携をしていて、また大森理事のところもですが、密な連絡が取れておりますので、対応は一定程度できている、それをもう少しシステムチックにできるような工夫というのをして、より効果的に対応、即応できるような体制を整備していきたいと思っております。ありがとうございます。

○飯島会長

どうもありがとうございました。ほかにご質問、ご意見ございませんか。では、大島委員、お願いします。

○大島委員

ちょっと特養のほうに戻ってすみませんが、今待機者の数ということでいろいろお話を聞いて勉強になったのですが、幾つかに分かれている千代田区としてのその特養の今の受入れキャパというのは、何人分というか何床というのですか、あるのですか。

○神河高齢介護課長

今現在の千代田区の特別養護老人ホームの受入れは、全ての施設を合計しまして273となっております。

○大島委員

分かりました。申し込んでいらっしゃる方が70人ぐらいいるけれども、本当に空きましたよと言ってもすぐ入る方はその半分しかいないような状況だということなのですね。

○神河高齢介護課長

はい。

○大島委員

分かりました。

○飯島会長

ほかにご質問ございませんでしょうか。

それでは、ただいまの件についてはよろしいということで、本日予定し

ておりました議事等はこれで終了ということになります。皆様、ご協力どうもありがとうございました。

最後に、事務局のほうから何かご連絡はございますでしょうか。

○神河高齢介護課長 事務局からでございます。次回の開催は来年度に開催させていただく予定でございます。何か議題が生じたときには、また会長にご相談の上で皆様にはご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○飯島会長 ということで、また次回の会議についてはどうぞよろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして、第2回介護保険運営協議会を閉会いたします。皆様、予定よりも少し早く終わることができました。ご協力どうもありがとうございました。大変お疲れさまでした。

(閉会)